



東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2025年10月号 | Volume 48

目次

01	今月のハイライト	p.1		
02	各国税務ニュース(2025年9月30日時点)	p.2-3		
	ベトナム	タイ	オーストラリア	シンガポール
	フィリピン			
03	セミナー情報	p.4		
04	各国問い合わせ先	p.5		

今月のハイライト

- ベトナム政府は2025年8月29日にグローバル・ミニマム課税に関する政令を発効しました。この政令はベトナムにおいてグローバル・ミニマム課税を適用するための法的枠組みを確立するものであり、国内ミニマム課税や所得合算ルールが含まれています。この政令は2025年10月15日に施行されます。
- 米国・トランプ政権は2025年8月7日より適用される改訂関税スケジュールを導入し、タイからの輸入品に適用される相互関税率は、当初発表された36%から19%へ引き下げられました。製品によっては、異なる関税率が適用される点に注意が必要です。
- オーストラリア税務局(ATO)は再編、過少資本税制の新制度および債務控除創出ルールに対応して行われる再編に関するコンプライアンス方針を示す、実務コンプライアンスガイドラインを最終化しました。この最終版ガイドラインは昨年の草案から大きな変更はなく、納税者にとって実務的に有用な新たな例やガイダンスが追加されています。

ベトナム



OECD、第2の柱(グローバル・ミニマム課税)に関する政令を発効

8月29日、政府は政令236/2025/NĐ-CPを発効し、決議107/2023/QH15に基づくトップアップ税額の規則を設けました。この政令は、ベトナムにおけるOECDの第2の柱「グローバル・ミニマム課税」を適用するための法的枠組を確立するもので、国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)や所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)を含んでいます。この政令は2025年10月15日に施行されます。これにより、多国籍企業は2024年度のトップアップ税額申告に向けて準備を進める必要があります。

簡素化された新たな就労許可規則の政令の導入

政府は8月7日付で政令219/2025/NĐ-CP号を公布し、就労許可に関する規定を改正しました。同政令は公布日当日から施行されました。

ベトナムにおけるキャピタルゲイン課税および利子源泉税に関する新たな規定

財政省は、CIT法(法人所得税法)の実施細則を定める政令の第2次草案と、同政令の一部条項の実施に関する通達草案を公表しました。7月に公表された第1次草案と比較すると、資本移転および貸付利息から所得を得る外国法人に対する課税に関する規定を含む、多数の新たな改正規定が盛り込まれています。

国際金融センターに関する決議第222/2025号

国会は6月、ホーチミン市およびダナン市に初の国際金融センター(IFC)を設置するための決議第222/2025号を可決しました。同決議は2025年9月1日に施行されています。ベトナムにおけるIFCの設置は、単なる経済政策にとどまらず、国際金融統合に向けた戦略的措置といえます。

タイ



トランプ関税－タイに関するアップデート

米国・トランプ政権は2025年8月7日より適用される改訂関税スケジュールを導入し、タイからの輸入品に適用される相互関税率は、当初発表された36%から19%へ引き下げられました。製品によっては、異なる関税率が適用される点に注意が必要です。例えば、特定の乗用車、小型トラックおよび自動車部品には追加関税25%が課されます。また、特定の鉄鋼およびアルミニウム製品、ならびに特定の冷凍庫、乾燥機、洗濯機、ストーブおよびオーブンには50%の追加関税が適用されます。

暗号資産またはデジタルトークンから生じるキャピタルゲインに対する個人所得税の免除

2025年9月5日、暗号資産またはデジタルトークンの譲渡から生じるキャピタルゲインを一定の条件で免税する省令第399号が、官報により公告されました。免税対象所得の範囲は暗号資産またはデジタルトークンの譲渡から発生する全てのキャピタルゲインを含み、免税期間は2025年1月1日から2029年12月31日までとなっています。

大型商用電気自動車取得に対する法人税の所得控除

2025年9月9日の官報により歳入法に基づく勅令第798号が公布され、電気旅客車および電気トラックを含む大型商用電気自動車(大型EV車)への投資額と同額を法人税の課税所得から控除する旨が規定されました。

オーストラリア



Monthly Tax Update September

オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

- 法人税改革の提言を含む生産性委員会の中間報告書の公表
- ATOによるGST分析ツールに関するガイダンスの公開
- 再編・過少資本税制・債務控除創出ルールに関する最終版のコンプライスガイドライン
- ロイヤルティ源泉税および迂回利益税(DPT)-高等裁判所の判決
- ATOのソフトウェアに関するガイダンス(草案)の発表

シンガポール



グローバル・ミニマム課税関連法の移行期間に係る適格ステータスの取得

シンガポールにおけるグローバル・ミニマム課税関連法(Multinational Enterprise [Minimum Tax] Act 2024、以下「関連法」)が移行期間に係る適格ステータスを取得し、包括的枠組み(Inclusive Framework)が2025年8月18日に公表したセントラルレコード(the central record)に記載されました。これにより、本関連法は2025年1月1日から移行期間において適格性があるものとして取り扱われます。

GST のグロスマージンスキームに関する e-Tax Guide の更新

シンガポール内国歳入庁(IRAS)は2025年8月25日にGSTのe-Tax Guideを更新しました。2025年7月1日以前はグロスマージンスキームの利用について税務長官の承認が必要でしたが、以降はその要件が廃止され、代わりにグロスマージンスキームの利用に関するセルフチェックリストの使用が求められます。

GST の申告期限と延長申請に関するウェブページの更新

IRASは2025年8月25日にGSTの申告期限と延長申請に関するウェブページを更新しました。これにより、延長申請書の提出期限が、GSTの申告期限の少なくとも5営業日前までと修正されました。

フィリピン



税法に基づく損金算入に関する基準の再確認

フィリピン内国歳入庁(BIR)は2025年9月3日に通達(RMC No. 81-2025)を公表しました。これは、新たなルールの導入を目的としたものではなく、既存の損金算入に関する税法基準をあらためて確認、明確化することを目的としています。納税者が支出を損金として算入するためには、その支出が事業遂行に関連して「通常(Ordinary)かつ必要(Necessary)」であることが求められますが、本通達では、その詳細な要件が説明されています。

セミナー情報

戦略的アウトソーシングによる税務の複雑化と人材不足への対応—生成 AI 活用の潮流と取り組み—

企業のグローバル化に伴い、国際税務の環境は絶えず変化しています。今や、企業の税務部門は、複雑な税務要件への対応だけでなく、経営の意思決定を支援し、利益に貢献することが期待されます。また、タックスヘイブン対策税制(外国子会社合算税制、CFC)、国別報告事項(CbCR)、デジタル課税の第2の柱(Pillar2、グローバル・ミニマム課税)などに対応し、グローバルガバナンスを強化しながら業務を遂行することも必要です。本セミナーでは、企業の内部リソース(インソーシング)と、外部専門家のリソース(アウトソーシング)を戦略的に組み合わせることで、業務の全体最適化を促進するサービス、Tax Transformation Acceleratorをご紹介します。また、業務効率化やナレッジ、ノウハウの蓄積において必須となる生成AIに関しても、経理・税務部門でのトレンドや取り組みについてお話しします。

配信期間：2025年7月24日(木)～2025年11月28日(金)17:00

持続的な成長を牽引する CFO 組織への変革の鍵—マネージドサービスの活用—

本セミナーでは、外部のケイパビリティを活用し、企業が持続的な成長を実現するためのトランسفォーメーションに向けた取り組みを紹介します。特に早急に対応が必要な非財務情報の開示対応、生成AIを活用したビジネスプロセスの効率化などの事例を踏まえた推進方法を詳しく取り上げます。

配信期間：2025年6月10日(火)～12月26日(金)

PwC's 日豪税務コネクト Japan-Australia Tax Connect

本ウェブキャストでは、オーストラリアで事業を展開する日系企業にとって極めて重要な以下の税務テーマに焦点を当て、実務に役立つ情報を日本語で解説いたします。

- 国別報告ショートフォームの変更点と影響
- 過少資本税制の最新動向と実務対応
- 第2の柱(Pillar Two)ルールの動向

配信期間：2025年8月28日(木)～11月26日(水)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、 濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原匡史、 余村 裕樹	問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、 武田 勇人	問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子	問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平 松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将	問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academyについて

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらからご覧ください。](#)

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 149 カ国に 370,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.